45, avenue Voltaire, BP 9 • Tel.: +33 450 40 64 64 61211 Ferney-Voltaire Cedex • Fax: +33 450 40 50 94 France • www.world-psi.org

JP\_Gen No. 4 ILC

回覧文書 GEN No. 4(2013年)

PSI 加盟組合

ファイル参照:RP/SV/CHM

担当者: Sandra. Vermuyten@world-psi.org

2013年4月29日

# 国際労働総会(ILC) 2013 年 6 月 4~20 日 スイス、ジュネーブ

各位

今年の国際労働総会(ILC)について、いくつか予備情報を提供させていただきます。第 102 回国際労働総会が 2013 年 6 月 5 日(水)に開幕します。会場はジュネーブ(スイス)の国連ジュネーブ事務局(パレ・デ・ナシオン)および国際労働機関(ILO)本部で、2013 年 6 月 20 日(木)まで開催されます。

なお 6 月 4 日 (木)は、総会に参加する各国代表団の三者構成会議メンバーの出席が必須となる準備会議が行われることにご注意ください(労働者グループの会議は 10:00~15:00)。

ILO-ILC のウェブサイトでは、ILC2013 総会ガイドと ILC の報告書すべてを閲覧することができます: www.ilo.org/ilc

1. ILC 参加にあたり

各国代表団に参加する予定の方は、確認のため、PSI 均等法オフィサーのサンドラ・ヴェルムイテン (Sandra Vermuyten、<u>rights@world-psi.org</u>)までご連絡ください。成功は皆さんの協力にかかっています。公共部門労働者は、今回の ILC で、共に連帯のもと、目に見える形で取り組む必要があります。

#### 2. 条約勧告適用委員会(CAS)

2012年6月に開かれた国際労働総会では、使用者グループが、専門家は条約を解釈する権限を持たないとして基準適用委員会の取り組みを阻止し、争議権に関わる事例の議論を一切拒否しました。このような戦略は、ILO監督システムの存在に課題を突きつけます。行き詰まりを解決するための交渉は2013年も続きましたが、確かな成果は得られていません。当面は使用者グループの広報担当から、事例リストに合意する約束が口頭で得られています。国際労働基準適用に関する報告(www.ilo.org/ilc)では、冒頭でこの論争の概要が詳しくまとめられています。専門家委員会の権威を維持する法的な主張も多岐に渡りますが、これは今や争議権とILOの権限そのものを標的とした政治問題となっています。PSIは皆さまに、ILC参加の有無を問わず、自国政府と接触し、ILOの監督メカニズムを擁護するよう強くお願い申し上げます。

CAS は ILC の常設委員会で、毎年会合を開きながら中核的条約および批准された条約の適用について、25 か国のリストを調査するものです。PSI は組織として優先すべきと考える事例が検討の対象となり、成果を上げることができるよう積極的にはたらきかけてきました。政府代表との会談に関心のある方は、その旨を

<u>rights@world-psi.org</u> までお知らせください。**CAS** では **PSI** 加盟組合の皆さまによるプレゼンテーションを調整できることを楽しみにしております。

# 3. ILO総合調査:公務員の団体交渉 前進

この総合調査報告は、以下について初めて実施されたものです。

- 第151号労使関係(公務)条約(1978年)
- 第154号団体交渉条約(1981年)
- 第159号労使関係(公務)勧告(1978年)
- 第163号団体交渉勧告(1981年)

ILO総合調査の主な焦点は、行政における団体交渉権です。これには、協議、公務に従事する労働者の公民権・政治的権利、労働組合代表に認められる便益、差別・干渉行為からの保護、紛争解決メカニズムなど、数多くのテーマが含まれます。しかし第154号条約は行政だけでなく、官民両部門全体にも適用されます。つまり、総合調査は前述のテーマについて行政分野に焦点を当てる一方で、詳細性には劣るものの民間部門における法律・慣行の尊重にも言及するものであります。

報告書には現状も反映されています。労働組合は、公共部門において、条約で規定される権利や利点を 否定されたり、さまざまな厳しさの制約を受けたりする部門が多いという問題を指摘してきました。組合は、 公務に団体交渉の正式なメカニズムがないこと、外注を利用して団体交渉権が否定されていること、紛争 解決メカニズムに時間がかかること、またはメカニズムの効果が薄いことなどを主張しています。報告書は、 ますます不安定さを増す公務労働者の状況に注意を促しています。

第151、154号条約に関する主な懸念には、以下があります。

(1)組合差別があった場合に事務・司法手続きが遅い。十分に制止できる制裁がない。組合差別または干渉行為に対する保護の対象が、そうした行為を一部のみしか対象としていない場合がある。(2)公務員全体に団体交渉権を否定することにもなりかねないある種の問題。とくに、団体交渉を認める、または団体交渉を行うために労働者の大半を代表する労働組合が存在することを条件とすることなど。(3)一部の国で、団体交渉から特定のテーマが除外されていること。交渉レベルを決定する当事者の権利が制限されていること。または特定部門の労働者を対象とした団体交渉または特定の連盟、連合による団体交渉が禁じられていること。

報告書はCASで提示される予定です。労働組合は総合調査報告書についてコメントを残すことができます。この議論は、2014年に開催される世界対話フォーラムの基盤となります。フォーラムでは、金融危機が公務における団体交渉に与える影響を議論します。

報告書では、PSIで取り組むべきこれらの条約の批准に対し、関心を寄せる国が多いことが明らかになりました。皆さまと共にPSIは引き続き第151号条約の全面的な実施を求めて運動し、今ある制約に立ち向かっていきたいと思います。ILOとの今後の協力にあたっては、公共部門の社会対話がディーセント・ワークの各国プログラムで扱われるよう、PSI加盟組合の皆さまに呼びかけを行なっていただくことが重要になります。

## 4. ILO 理事会が 2013 年の議題に盛り込む項目

- 新たな人口動態における雇用および社会保護(一般討議)
- 持続可能な開発、ディーセントワーク、グリーンジョブ(一般討議)

興味深い報告がありますので、ご一読ください。グリーンジョブに関する議論については、www.sustainlabour.orgで労働組合関連の詳しい情報がまとめられていますので、参考にしてください。

#### 5. ILC 開催中に参加する PSI のサイドミーティング

- PSI 代議員全員を対象とした ILC オリエンテーション(非公開) 6月5日13:00~14:30、ILO (部屋は後日確定)
- PSI の並行イベント: 財政管理と汚職防止戦略フォーラム 6 月 13 日 13:00~14:30、パレ・デ・ナシオン(部屋は後日確定)

汚職問題の解決策には、公務、公共サービス、そして基本的なサービスを提供する労働者の価値を認識していくことも含まれます。大規模な汚職に関わる人物による税金詐欺・脱税に対して効果的な措置がとられれば、社会にはそうした行為によって奪われた莫大な金額が還元されます。民営化は資金提供者や開発銀行の支援のもと、汚職や国家捕獲(私物化)の機会とインセンティブを体系的に生み出しています。さらに、政治献金や利益供与、ロビー活動、公的機関の浸透による「合法の」汚職を通じた国家捕獲(私物化)は、民主的な政策決定をむしばんでいます。それは公共政策の決定と公的資金の配分を歪めるものでもあります。汚職に対する共同行動の効果は、各国内の民主組織、地域社会組織の強化、ならびに組合と市民との協力を強化することにかかっています。これらのテーマは、質の高い公共サービスの価値を推進し、サービスを提供する公共部門労働者に労働権・労働組合権を提供する重要性を掲げて PSI が ILC で取り組む他の活動にもつながっていきます。

# 6. PSIキャンペーン「将来は公共の手に」

2013 年 5 月 1 日、PSI はキャンペーン「将来は公共の手に」をスタートさせます。公共サービスに風当たりが強い現状において、質の高い公共サービスが今後すべての人々に社会正義と平等をもたらしながら若者にも高齢者にも利用できるものとなるよう約束する行動が必要です。ILC 用にポスター、小冊子、Tシャツ、バッジを作成します。PSI のウェブサイトには視覚資料も掲載する予定ですので、ご利用ください。www.world-psi.org.ILC 開催中は、PSI・加盟組合共同行動を予定しています。

- PSI ウェブサイト(<u>www.world-psi.org</u>) および) PSI のフェイスブック・ページ (
  https://www.facebook.com/pages/Public-Services-International/56171560717?ref=hl) で最新情報を提供しておりますので、ご確認ください。
- スペイン 語では、こちらにもご参加ください: www.facebook.com/groups/171795502973420/?fref=ts

# 7. 2014年CASの報告(8月30日 / 切)

政府は労働者・使用者組織と共に、報告書のコメント作成にあたることになっています。あなたの国が三者協議に関するILO第144号条約を批准している場合、政府は報告書について労働者・使用者組織の代表と協議を行うことが義務付けられています。または、ILO憲章第23(2)条では、加盟国はILOに提出する情報と報告書のコピーを組織代表に提供しなければならないと規定されています。コピーは報告書の仕上げ前に提供し、事前に意見を募って反映させることもできます。または、ILOに報告書を送るのと同時に両組織代表に提供しても良いことになっています。報告義務は2013年8月30日が期限ですので、それまで皆さまのご協力が得られることを期待しております。これに関する追加情報は、2013年5月末までにPSIウェブサイトに掲載する予定です。力を合わせて影響力を高めて行きましょう。

## 8. 公務における団体交渉および紛争解決に関するILO マニュアル

この場をお借りして、この素晴らしいILOマニュアルをもう一度ご紹介させていただきたいと思います。マニュアルは、公務の労使関係で生じる紛争を予防・解決するためのメカニズムを、各国がどのように策定し成功に導いたかが事例を交えて紹介されています。団体交渉システムを策定する効果的な方法を紹介し、紛

争解決のためのアプローチと手段をまとめています。PSIの全地域でこのマニュアルが活用されることを期待しております。

マニュアルは9ヶ国語で作成されています。

http://www.ilo.org/sector/Resources/training-materials/WCMS\_180600/lang--en/index.htm さらに研修ツールも(現段階は英語のみ)あります。

http://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/2012/471218.pdf

2013 年の ILC に向けて、皆さまと力を合わせ準備に臨めることを期待しております。参加をご希望の方はぜひ PSI までご報告ください。

連帯

ローザ・パヴァネリ

書記長